

地方ブロック協議会に関する規則

第1条（規約との関係）

この規則は、規約第10条にもとづき、退職者連合地方ブロック協議会の組織・運営等について定める。なお、地方ブロック協議会での規約の制定および改廃は、この規則に定めた事項を基準とする。

第2条（名称と事務所）

本会の名称は、退職者連合地方ブロック協議会といい、略称を地方ブロックという。事務所は、地方ブロックにおいて代表幹事を担当する地方退職者連合の所在地とする。

第3条（目的）

地方ブロックは、退職者連合の地方ブロック組織として、退職者連合が目指す「平和で充実した安心できる福祉社会」の実現を目指す。

第4条（活動）

地方ブロックは、当該ブロック内地方退職者連合間の連絡調整を行い、またそのための地域的・横断的な諸活動を推進する。さらに連合地方ブロック連絡会、労福協ブロック協議会、労金、全労済地方組織などとの連携をはかる。

第5条（設置と構成）

1. 地方ブロックは、連合ブロック連絡会9区分に準じて設置する。
2. 構成は、以下の47都道府県地方退職者連合とする。

北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
関東ブロック	群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
東海ブロック	長野、静岡、愛知、岐阜、三重
北陸ブロック	新潟、富山、石川、福井
近畿ブロック	滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫
中国ブロック	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国ブロック	香川、徳島、高知、愛媛
九州ブロック	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第6条（機関）

地方ブロックは、ブロック内における諸活動、運営を円滑にするため次の機関を置く。

- (1) 総会または代表者会議
- (2) 幹事会

第7条（総会、代表者会議）

総会は、地方ブロック内各地方退職者連合の会長、副会長、事務局長、副事務局長（事務局次長）をもって構成する。総会議長は、代表幹事を担当する地方退職者連合が担当

する。代表者会議は、地方ブロック内各地方退職者連合の会長をもって構成する。議長は、代表幹事が担当する。

第8条（幹事会）

幹事会は、代表幹事と地方ブロック内各地方退職者連合事務局長と副事務局長（事務局次長）で構成する。

第9条（会議の開催）

地方ブロックの総会、代表者会議、幹事会および各種担当者会議は必要の都度、代表幹事が招集し、開催することができる。

第10条（役員）

地方ブロックには、次の役員を置く。

- | | | |
|---------|-----|-----------------------|
| (1)代表幹事 | 1名 | （担当県の会長が兼務） |
| (2)事務局長 | 1名 | （担当県の事務局長が兼務） |
| (3)幹事 | 若干名 | （地方ブロック内地方退職者連合の事務局長） |
| (4)会計 | 1名 | |
| (5)会計監査 | 若干名 | |

第11条（ブロック代表幹事及び事務局長）

地方ブロック代表幹事及び事務局長は、原則として各地方ブロック内地方退職者連合の持ち回りで担当する。ただし地方ブロック内で別途検討し、合意を得た場合は、優先する。なお、代表幹事担当となった地方退職者連合は、ただちにその旨を退職者連合本部に連絡しなければならない。

第12条（事務局）

地方ブロックの事務局は、代表幹事の所属する地方退職者連合の事務局長があたる。

第13条（財政）

地方ブロックの財政は、当面、退職者連合本部からの交付金の範囲内で賄うことを基本とするが、必要が生じた場合は、その都度、地方ブロック内で調整し、各地方退職者連合からの分担金を徴収する。

第14条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

第15条（規則の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

第16条（規則の発効）

この規則は、2015年7月15日より施行する。